

高松市監査委員告示第26号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年11月22日

高松市監査委員 吉田正己  
同 山下稔  
同 妻鹿常男  
同 西岡章夫

財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知について

第1 財政援助団体等監査で指摘した事項に対する措置内容等

対象部局	創造都市推進局産業経済部農林水産課	
措置通知日	平成24年10月19日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>補助金等交付に係る収受文書の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>補助金等の交付申請者から提出された着手届および完了届の受理に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、平成16年度高松市食肉センターと畜解体業務運営補助事業に係る着手届および完了届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届および完了届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>補助金等交付に係る収受文書の事務処理については、平成23年度から高松市食肉センターと畜解体業務運営補助事業に係る着手届および完了届について、その受理に係る課長決裁を受けた。</p>

対 象 部 局	創造都市推進局産業経済部商工労政課	
措 置 通 知 日	平成24年11月5日	
	<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
	<p>事業計画書を受領し、内容を検証すべきもの</p> <p>高松テルサの管理に関する基本協定書第12条は、指定管理者は、毎年度、事前に市と十分調整を図り、次年度の事業計画書および収支予算書を作成し、市に提出しなければならないとしているが、指定管理者から、毎年度、収支予算書の提出は受けているものの、事業計画書の提出を受けていないので、今後は、事業計画書の提出を指導するとともに、基本協定書等に基づき適切な管理運営が行われるか、その内容を検証されたい。</p>	<p>指定管理者に対し、次年度の事業計画書の提出を指導し、収支予算書と合わせ、平成25年度指定管理業務事業計画書の提出を受けるとともに、基本協定書等に基づき適切な管理運営が行われるか、その内容の検証を行った。</p>

第2 財政援助団体監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対 象 部 局	創造都市推進局産業経済部農林水産課	
措 置 通 知 日	平成24年10月19日	
	<b>【意見を付された事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
	<p>管理運営業務に係る委託範囲の明確化について</p> <p>平成17年度高松市食肉センター管理運営業務委託仕様書に記載された業務内容と高松食肉事業協同組合から提出された平成17年度委託職員配置計画書の作業内容を照合したところ、同仕様書に記載されていない作業が同計画書に記載されており、委託範囲の認識に差異が生じているとみなされかねない事務処理となっていたので、今後、同管理運営業務に係る委託内容を的確に把握できる仕様書を作成し、職員配置と齟齬を生じないようにするとともに、と畜業者等と市との役割分担をさらに精査し、委託料の削減に努められたい。</p>	<p>管理運営業務に係る委託範囲については、平成23年度から指定管理業務仕様書にて明確にした。</p>
	再委託契約事務の適正な管理について	

平成17年度高松市食肉センター管理運営業務のうち、再委託契約を締結している契約書等について、委託料の積算基礎となる仕様書を作成していないものや業務内容の具体性に欠けるものなどが見受けられたので、今後、適正な再委託契約が締結されるよう、契約当事者である高松食肉事業協同組合に対し、業務内容を明確に示した契約書等の作成を指導するとともに、所管課として、当該契約書等の内容確認を行うなど、再委託契約事務の適正な管理に努められたい。

再委託契約事務の適正な管理については、平成23年度から再委託業務届出書を提出させ、契約書および業務内容の確認を行った。